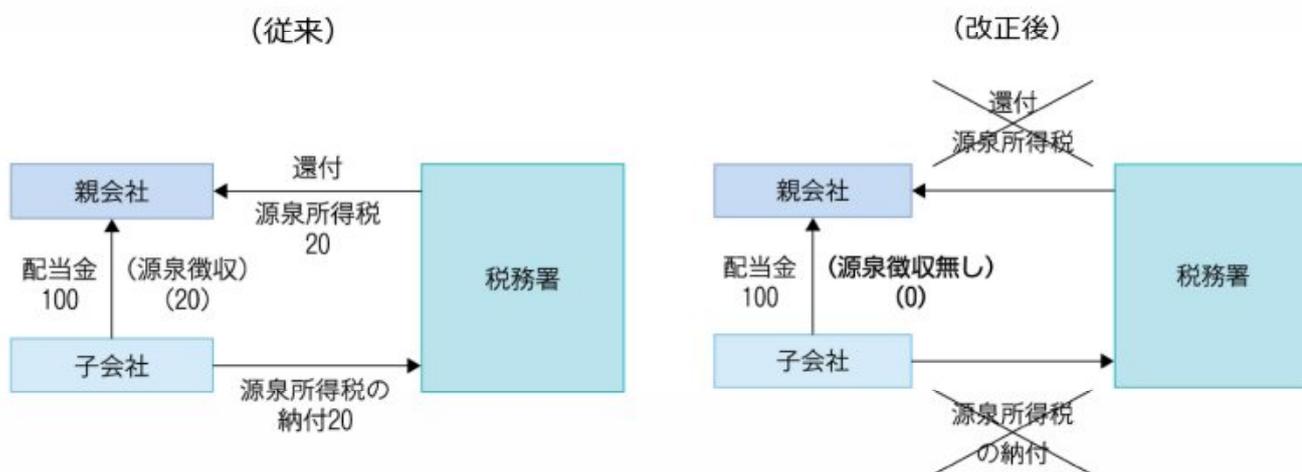


令和5年10月1日以後に支払を受ける配当について、一定の内国法人（一般社団法人等以外の法人）が支払を受ける配当等で、次に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされました。

- ① 完全子法人株式等に該当する株式等（自己の名義をもって有するものに限る。）に係る配当等
- ② その配当等の額に係る基準日等において、他の内国法人（一般社団法人等を除く。）の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等（自己の名義をもって有するものに限る。上記②の完全子法人株式等を除く。）に係る配当等



また、上記②は関連法人株式等に相当するものですが、下記の点に留意が必要です。

- ① 他の完全支配関係にある法人の保有割合は含めないで「**直接保有**」割合で判定する。
- ② その配当等の額に係る「**基準日等**」において3分の1超の判定を行う。（保有期間は関係がない。）

Topix

きずなプロジェクトのご案内

石井経営グループのお客様限定、ビジネスマッチングサイト「きずな」が9月に開設致しました。石井経営グループのお客様限定という安心感をもとに、販路開拓、新たなサプライチェーンの構築、業務提携の一助となることを目的としております。

初年度限定、入会金・月会費無料キャンペーン実施中。（2024年9月以降入会金5,000円、月会費2,000円）

